

資料

資料1 恒川遺跡群調査履歴

調査次	調査年 (西暦)	地籍名	地番	調査要因	調査区	調査面積 (㎡)	調査概要	調査後	報告書名
1次	S52～57 (1977)			国道153座光寺バイパス建設		16,065	縄文から平安時代の大集落、奈良時代の掘立柱建物の発見	滅失	飯田市教委 1986 『恒川遺跡群 — 一般国道153号座光寺バイパス用地内埋蔵文化財発掘調査報告書 —』
2次	S58 (1982)	新屋敷	4767-8 他	昭和57年度範囲確認	1～4区	764	郡衙施設把握のための調査、北限溝の検出と範囲確認	保存	飯田市教委 1983 『恒川遺跡群 昭和57年度範囲確認調査概報』
3次	S58 (1982)	薬師垣外	4674-1	昭和58年度範囲確認	1～3区	265	郡衙施設把握のための調査、平安時代竪穴建物、溝址を検出	保存	飯田市教委 1984 『恒川遺跡群 昭和58年度範囲確認調査概報』
4次	S58 (1982)	薬師垣外	4699-3	昭和58年度範囲確認	1～2区	95	郡衙施設把握のための調査、弥生時代竪穴建物、溝址を検出	保存	飯田市教委 1984 『恒川遺跡群 昭和58年度範囲確認調査概報』
5次	S60 (1985)	恒川B	4705	昭和59年度範囲確認	1～2区	212	郡衙施設把握のための調査、古墳時代から奈良時代の竪穴建物等を検出	一部保存	飯田市教委 1985 『恒川遺跡群 昭和59年度範囲確認調査概報』
6次	S61 (1986)	薬師垣外	4753-1	昭和60年度範囲確認		135	郡衙施設把握のための調査、溝址10の検出、墨書土器等出土	保存	飯田市教委 1986 『恒川遺跡群 昭和60年度範囲確認調査概報』
7次	S61 (1986)	阿弥陀垣外	4742-5	昭和60年度範囲確認		93	郡衙施設把握のための調査、古墳時代後期の竪穴建物を検出	保存	飯田市教委 1986 『恒川遺跡群 昭和60年度範囲確認調査概報』
8次	S61 (1986)	田中倉垣外	4599	昭和61年度範囲確認		240	郡衙施設把握のための調査、掘立柱建物、平安時代竪穴建物、道路址を検出	保存	飯田市教委 1987 『恒川遺跡群 昭和61年度範囲確認調査概要報告書』
9次	S61 (1986)	田中倉垣外	4598	集合店舗建設	1～4区	693	開発に先立つ調査、弥生時代から平安時代の竪穴建物及び1次調査区から連続する掘立柱建物を調査	滅失	飯田市教委 1988 『恒川遺跡群 田中倉垣外地籍』
10次	S62 (1987)	田中倉垣外	4601	給油所店舗建設		979	開発に先立つ調査、弥生時代から平安時代の集落及び1次調査区から連続する掘立柱建物を、道路址を調査	滅失	飯田市教委 1988 『恒川遺跡群 田中倉垣外地籍』
11次	S63 (1988)	薬師垣外	4687	昭和62年度範囲確認		350	郡衙施設把握のための調査、溝址11(正倉区画溝)及び奈良～平安時代の竪穴建物の検出	保存	飯田市教委 1988 『恒川遺跡群 昭和62年度範囲確認調査概要』
12次	S63 (1988)	田中倉垣外	4614-1	店舗建設		292	開発に先立つ調査、奈良時代の土台建竪穴建物(SB76)等の調査(調査後埋め戻し保存)	保存	
13次	S63 (1988)	新屋敷	4742	店舗建設		352	開発に先立つ調査、7世紀末竪穴建物、奈良時代掘立柱建物の調査(調査後埋め戻し保存)	保存	飯田市教委 1988 『恒川遺跡群 新屋敷遺跡』
14次	S63 (1988)	新屋敷	4737	店舗建設	1～2区	2,075	開発に先立つ調査、弥生から平安末の集落、溝址、柵列、掘立柱建物の調査(調査後埋め戻し保存)	保存	飯田市教委 1991 『恒川遺跡群 新屋敷遺跡』
15次	S64 (1989)	田中倉垣外	4600-1	店舗建設		263	開発に先立つ調査、平安時代集落の一部を調査	滅失	
16次	H元 (1989)	田中倉垣外	4609-1	昭和63年度範囲確認		180	郡衙施設把握のための調査、柱穴・竪穴建物等を検出	保存	飯田市教委 1989 『恒川遺跡群 昭和63年度範囲確認調査概報』
17次	H元 (1989)	恒川B	4724-1	店舗建設		274	開発に先立つ調査、弥生から古墳時代集落の一部を調査	滅失	
18次	H元 (1989)	田中倉垣外	4612	個人住宅建設		798	開発等に先立つ調査、弥生から平安時代の集落の一部、掘立柱建物、中世建物址の調査	滅失	飯田市教委 1990 『恒川遺跡群 平成元年度緊急調査概報』 飯田市教委 1991 『恒川遺跡群 田中・倉垣外地籍』
19次	H2 (1990)	田中倉垣外	4604-1	平成元年度範囲確認		294	郡衙施設把握のための調査、奈良から平安時代竪穴建物、道路址の一部を検出	滅失	飯田市教委 1990 『恒川遺跡群 平成元年度範囲確認調査概報』

調査次	調査年 (西暦)	地籍名	地番	調査要因	調査区	調査面積 (㎡)	調査概要	調査後	報告書名
20次	H2 (1990)	田中倉垣外	4619-1	店舗建設		463	開発等に先立つ調査、古墳時代 竪穴建物、溝址、土坑を調査	減失	飯田市教委 1991 『恒川遺跡群 田中・倉垣外地籍』
21次	H3 (1991)	田中倉垣外	4660	平成2年度範囲確認		101	郡衙施設把握のための調査、柱 穴多数を検出	保存	飯田市教委 1991 『恒川遺跡群 平成2年 度範囲確認調査概報』
22次	H3 (1991)	新屋敷	4820	店舗建設		1,243	開発等に先立つ調査、古墳時代 竪穴建物、奈良時代竪穴建物、 掘立柱建物群の調査	減失	飯田市教委 1993 『恒川遺跡群 新屋敷 遺跡』
23次	H4 (1992)	恒川B	5055-1	市道拡幅	1～2 区	26	開発等に先立つ調査、竪穴建物 等を調査(調査後保存)	保存	飯田市教委 1993 『恒川遺跡群 恒川A地 籍』
24次	H4 (1992)	白山	4959-1	市道拡幅		83	開発等に先立つ調査、掘立柱建 物等を調査(調査後保存)	保存	
25次	H5(199 3)	薬師垣外	4746-1	個人住宅建設等		203	開発に先立つ調査、掘立柱建物 (ST03 正倉)を検出、調査後保 存	保存	飯田市教委 1994 『富の平遺跡・富士塚 遺跡・恒川遺跡群(薬師垣外遺跡)・恒川 遺跡群(恒川B地籍)ほか平成5年度市内遺 跡緊急発掘調査および試掘調査』
26次	H5 (1993)	田中倉垣外	4643	平成5年度範囲確認	1～2 区	83	郡衙施設把握のための調査、掘 立柱建物等を検出	保存	
27次	H5 (1993)	恒川B	4724-4	店舗建設		468	開発に先立つ調査、弥生から奈 良時代集落を調査	減失	
28次	H6 (1994)	恒川B	4715	店舗兼個人住宅建設		532	開発に先立つ調査、弥生から奈 良時代集落、1次調査区から連続 する掘立柱建物群を調査	減失	飯田市教委 1994 『富の平遺跡・富士塚 遺跡・恒川遺跡群(薬師垣外遺跡)・恒川 遺跡群(恒川B地籍)ほか平成5年度市内遺 跡緊急発掘調査および試掘調査』
29次	H6 (1994)	新屋敷	4942	店舗建設		46	開発に先立つ調査、基礎掘削深 度が遺構検出面に及ばないため 保存	保存	
30次	H7 (1995)	新屋敷	4946	個人住宅建設		405	個人住宅建設に先立つ調査、古 墳時代竪穴建物、奈良時代掘立 柱建物、溝址を調査、調査後埋 め戻し保存	保存	飯田市教委 1995 『中村中平遺跡・恒川 遺跡群(新屋敷遺跡)・円通寺南遺跡 平成 6年度市内遺跡緊急発掘調査および試掘 調査概要報告書』
31次	H6 (1994)	薬師垣外	4684-1	平成6年度範囲確認		27	郡衙施設把握のための調査、古 墳時代竪穴建物を検出	保存	飯田市教委 1995 『恒川遺跡群 平成6年 度範囲確認調査概報』
32次	H6 (1994)	薬師垣外	4754	平成6年度範囲確認		234	郡衙施設把握のための調査、掘 立柱建物(ST05・06)検出、正倉 と断定	保存	飯田市教委 1995 『恒川遺跡群 平成6年 度範囲確認調査概報』
33次	H7 (1995)	薬師垣外	3450-1	平成7年度範囲確認	1～2 区	200	正倉範囲把握のための調査、1区 溝址16から瓦出土、正倉区画溝 と断定	保存	飯田市教委 1996 『恒川遺跡群 平成7年 度範囲確認調査概報』
34次	H7 (1995)	薬師垣外	4755	平成7年度範囲確認		53	正倉範囲把握のための調査、正 倉(ST07・15)の検出	保存	飯田市教委 1996 『恒川遺跡群 平成7年 度範囲確認調査概報』
35次	H8 (1996)	新屋敷	4741	店舗建設		375	開発に先立つ調査、古墳時代集 落、掘立柱建物を調査(調査後埋 め戻し保存)	保存	飯田市教委 1998 『恒川遺跡群 新屋敷 遺跡』
36次	H8 (1996)	薬師垣外	3454-5	平成8年度範囲確認		469	正倉範囲把握のための調査、正 倉(ST11)、正倉区画溝の延長の 検出	保存	飯田市教委 1997 『恒川遺跡群 平成8年 度範囲確認調査概報』
37次	H8 (1996)	阿弥陀垣外	4700-3	店舗建設		280	開発に先立つ調査、基礎掘削深 度が遺構検出面に及ばないた め、遺構の有無の確認後、埋め 戻し保存	保存	
38次	H9 (1997)	薬師垣外	4758	平成8年度範囲確認		180	正倉範囲把握のための調査、正 倉(ST08・09・24)の検出	保存	飯田市教委 1997 『恒川遺跡群 平成8年度 範囲確認調査概報』 飯田市教委 1997 『恒川遺跡群薬師垣外遺 跡・市内遺跡 平成8年度市内緊急調査概要』

調査次	調査年 (西暦)	地籍名	地番	調査要因	調査区	調査面積 (㎡)	調査概要	調査後	報告書名
39次	H9 (1997)	新屋敷	4824-2	個人住宅建設		3	個人住宅建設に先立つ調査、北限溝の一部確認、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	飯田市教委 1997 『恒川遺跡群 薬師垣外遺跡・市内遺跡 平成8年度市内遺跡緊急調査概要』
40次	H10 (1998)	薬師垣外	4733	平成9年度範囲確認		406	正倉範囲把握のための調査、正倉(ST12)の検出	保存	飯田市教委 1998 『恒川遺跡群 平成9年度範囲確認調査概要報告書』
41次	H9 (1997)	田中倉垣外	4609-1	個人住宅建設		117	個人住宅建設に先立つ調査、15次調査地点からの柱穴群を確認、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	飯田市教委 1998 『溝口の塚古墳・恒川遺跡群倉垣外遺跡・市内遺跡 平成9年度市内遺跡緊急調査概要』
42次	H10 (1998)	新屋敷	4767-7	個人住宅建設		21	個人住宅建設に先立つ調査、掘立柱建物の一部を検出、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	飯田市教委 1999 『恒川遺跡群 薬師垣外遺跡・宮垣外遺跡他市内遺跡 平成10年度市内遺跡緊急調査概要報告書』
43次	H10 (1998)	新屋敷	4764-1	個人住宅建設		50	個人住宅建設に先立つ調査、正倉区画溝の一部を検出、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	飯田市教委 1999 『恒川遺跡群 薬師垣外遺跡・宮垣外遺跡他市内遺跡 平成10年度市内遺跡緊急調査概要報告書』
44次	H10 (1998)	新屋敷	4764-7	個人住宅建設		19	個人住宅建設に先立つ調査、溝址10と推定される溝の検出、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	飯田市教委 1999 『恒川遺跡群 薬師垣外遺跡・宮垣外遺跡他市内遺跡 平成10年度市内遺跡緊急調査概要報告書』
45次	H11 (1999)	薬師垣外	4753-1	平成10年度範囲確認		438	正倉範囲把握のための調査、正倉(ST01・24)の検出、溝址(SD10)から「厨」墨書土器の出土	保存	飯田市教委 1999 『恒川遺跡群 薬師垣外遺跡・宮垣外遺跡他市内遺跡 平成10年度市内遺跡緊急調査概要報告書』
46次	H11 (1999)	新屋敷	4762	平成11年度範囲確認		163	正倉範囲把握のための調査、正倉(ST65)の検出	保存	飯田市教委 2000 『恒川遺跡群他市内遺跡 平成11年度市内遺跡緊急調査概要報告書』
47次	H11 (1999)	薬師垣外	4694・4700-1	平成11年度範囲確認	1~3区	177	正倉範囲把握のための調査、正倉区画溝(SD34)の検出	保存	飯田市教委 2000 『恒川遺跡群他市内遺跡 平成11年度市内遺跡緊急調査概要報告書』
48次	H12 (2000)	薬師垣外	4755	平成12年度範囲確認		354	正倉範囲把握のための調査、礎石建物に使用された石材の廃棄箇所の確認	保存	飯田市教委 2001 『恒川遺跡群他市内遺跡 平成12年度市内緊急調査概要報告書』
49次	H13 (2001)	薬師垣外	4693-1	平成13年度範囲確認		492	正倉範囲把握のための調査、正倉院を構成する建物(ST17~19、22・23)、正倉区画溝の一部を確認	保存	飯田市教委 2002 『恒川遺跡群他市内遺跡 平成13年度市内緊急調査概要報告書』
50次	H13 (2001)	田中倉垣外	4604-1	集合住宅建設		193	開発に先立つ調査、平安時代集落の一部を調査	滅失	飯田市教委 2003 『恒川遺跡群 田中・倉垣外遺跡』
51次	H13 (2001)	田中倉垣外	4665-8	個人住宅建設		7	個人住宅建設に先立つ調査、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	飯田市教委 2002 『恒川遺跡群他市内遺跡 平成13年度市内緊急調査概要報告書』
52次	H13 (2001)	田中倉垣外	4602-1	作業場解体		8	作業場解体に伴う調査、掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	飯田市教委 2002 『恒川遺跡群他市内遺跡 平成13年度市内緊急調査概要報告書』
53次	H13 (2001)	田中倉垣外	4644-2	個人住宅建設		14	個人住宅建設に先立つ調査、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	飯田市教委 2002 『恒川遺跡群他市内遺跡 平成13年度市内緊急調査概要報告書』
54次	H13 (2001)	白山	4963-2	宅地造成		204	宅地造成に先立つ調査、造成深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	
55次	H14 (2002)	薬師垣外	4745-4	個人住宅建設		36	個人住宅建設に先立つ調査、正倉(ST13)の延長部分を検出、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	飯田市教委 2002 『恒川遺跡群他市内遺跡 平成13年度市内緊急調査概要報告書』
56次	H14 (2002)	白山	4960-14	宅地造成		60	宅地造成に先立つ調査、造成深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	
57次	H14 (2002)	田中倉垣外	3508-2	店舗建設		18	開発に先立つ調査、遺構・遺物なし	保存	

調査次	調査年 (西暦)	地籍名	地番	調査要因	調査区	調査面積 (㎡)	調査概要	調査後	報告書名
58次	H15 (2003)	池田	3543-1	宅地造成		57	宅地造成に先立つ調査、古墳時代竪穴建物等を検出、造成深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	
59次	H16 (2004)	恒川B	4726	平成16年度範囲確認		110	郡衙施設把握のための調査、奈良から平安時代竪穴建物を検出	保存	飯田市教委 2005 『恒川遺跡群』
60次	H16 (2004)	池田	3556-3	平成16年度範囲確認		74	郡衙施設把握のための調査、奈良から平安時代竪穴建物を検出	保存	飯田市教委 2005 『恒川遺跡群』
61次	H16 (2004)	薬師垣外	4697-1	平成16年度範囲確認		110	郡衙施設把握のための調査、平安時代竪穴建物を検出	保存	飯田市教委 2005 『恒川遺跡群』
62次	H17 (2005)	池田	3556-3	個人住宅建設		9	郡衙施設把握のための調査、奈良から平安時代竪穴建物を検出	保存	飯田市教委 2009 『恒川遺跡群』
63次	H17 (2005)	白山	4959-4	平成17年度範囲確認		5	個人住宅建設に先立つ調査、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	飯田市教委 2009 『恒川遺跡群』
64次	H18 (2006)	田中倉垣外	5088-7	平成17年度範囲確認		6	個人住宅建設に先立つ調査、遺構・遺物なし	保存	飯田市教委 2009 『恒川遺跡群』
65次	H18 (2006)	田中倉垣外	4604-2	店舗建設		207	開発に先立つ調査、弥生から平安時代の集落の一部を調査	滅失	飯田市教委 2008 『恒川遺跡群 田中倉垣外地籍』
66次	H19 (2007)	白山	4959-5	個人住宅建設		6	個人住宅建設に先立つ調査、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	飯田市教委 2009 『恒川遺跡群』
67次	H19 (2007)	恒川B	4725-5	個人住宅建設		4	個人住宅建設に先立つ調査、溝址、柱穴を検出、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	飯田市教委 2009 『恒川遺跡群』
68次	H20 (2008)	新屋敷	4749-3	個人住宅建設		150	個人住宅建設に先立つ調査、正倉区画溝の東辺の一部、古墳時代竪穴建物を調査	滅失	
69次	H22 (2010)	薬師垣外	4673-1	個人住宅建設		7	個人住宅建設に先立つ調査、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	
70次	H23 (2011)	新屋敷	4764-12	平成23年度範囲確認		23	郡庁域把握のための調査、正倉(ST67)、柱穴等を検出	保存	
71次	H23 (2011)	白山	4975-1	個人住宅建設		9	個人住宅建設に先立つ調査、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため、埋め戻し保存	保存	
72次	H23 (2011)	薬師垣外	4733-1	平成23年度範囲確認		11	正倉範囲把握のための調査、土坑等を検出	保存	
73次	H24 (2012)	新屋敷	4766-3	平成24年度範囲確認		16	郡庁域把握のための調査、掘立柱建物(ST68)検出	保存	
74次	H24 (2012)	池田	3543-8	平成24年度範囲確認		18	郡庁域把握のための調査、竪穴建物、溝址等の検出	保存	
75次	H25 (2013)	阿弥陀垣外	4734	店舗増設		38	既存店舗増築に先立つ調査、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため埋め戻し保存	保存	
76次	H25 (2013)	田中倉垣外	4610-1	個人住宅建設		210	個人住宅建設に先立つ調査、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため埋め戻し保存	保存	

調査次	調査年 (西暦)	地籍名	地番	調査要因	調査区	調査面積 (㎡)	調査概要	調査後	報告書名
77次	H25 (2013)	新屋敷	4819-1	個人住宅建設		19	個人住宅建設に先立つ調査、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため埋め戻し保存	保存	
78次	H25 (2013)	薬師垣外	3462-1	平成25年度範囲確認		50	郡庁域把握のための調査、竪穴建物(古墳)、柱穴	保存	
79次	H26	田中倉垣外	4618-3	作業場建設		30	柿干場建設に先立つ調査、基礎掘削深度が遺構検出面に及ばないため埋め戻し保存	保存	
80次	H26	恒川A	4632-1	平成25年度範囲確認調査		15	恒川清水下流側の遺構確認を目的とする調査、清水の流路と推定されたが、木製品は確認されなかった	保存	
81次	H26	薬師垣外	3463-3	平成26年度範囲確認調査		152	正倉院範囲確認を目的とした調査、竪穴建物(古墳、弥生)を確認、集落域と推定	保存	
82次	H26	新屋敷	4817-2	平成26年度範囲確認調査		6	館・厨家推定地での遺構確認を目的としたが、遺構は確認されなかった	保存	
83次	H26	新屋敷	4761-2	平成26年度範囲確認調査		5	郡衙関連遺構確認を目的とした調査、遺構なし	保存	
84次	H26	薬師垣外	3466-2	平成26年度範囲確認調査		66	郡衙関連遺構確認を目的とした調査、竪穴建物(弥生・古墳)、溝(弥生)確認、集落域と推定	保存	
85次	H26	恒川B	4701-2	平成26年度範囲確認調査		832	郡衙関連遺構確認を目的とした調査、古墳後期の集落域で、関連遺構は確認されなかった	保存	
86次	H26	田中倉垣外	4635	道路改修に先立つ調査		4	集水樹設置に先立つ調査、既存施設により攪乱を受けており、遺構は確認されなかった	保存	
87次	H27	池田	3580-1	事業所内水洗化工事に先立つ調査		67	水洗化工事に先立つ調査、グライ化層が確認され、湿地と判断、遺構・遺物は確認されなかった	滅失	
88次	H27	新屋敷	4742-7	平成27年度範囲確認調査		72	正倉区画溝確認を目的とする調査、竪穴建物(古墳後期)等が確認され、古墳時代の集落域と推定	保存	

資料2 周辺遺跡一覧表

表1 史跡恒川官衙遺跡立地面の遺跡

地形の 小区分	遺跡・古墳・窯跡・ 城跡名	調査 の有無	種別	縄文						弥生			古墳			奈良 平安	鎌倉 室町 戦国	備考・特記事項
				草創 期	早 期	前 期	中 期	後 期	晩 期	前 期	中 期	後 期	前 期	中 期	後 期			
a	恒川遺跡群（新屋敷、薬師垣外、阿弥陀垣外、恒川B、白山地籍）	有	集落		○			○			○	○	○	○	○	○	○	正倉院
	座光寺新屋敷古墳	無	古墳															削平
	半崎古墳	無	古墳															削平、円墳
	白山古墳	無	古墳															一部残存
b	花立遺跡	無	散布地									○		○	○	○	○	詳細不明
	流田遺跡	有	集落									○		○	○	○	○	溝址
	篠田遺跡	無	散布地									○		○	○	○	○	詳細不明
	欠野遺跡	無	散布地											○	○	○	○	詳細不明
c	恒川遺跡群（池田、田中・倉垣外、恒川A地籍）	有	集落・祭祀場				○			○	○	○	○	○	○	○	○	和同開珎銀銭、木製祭祀具、蹄脚硯
	古瀬平遺跡	無	寺院（窯跡）								○	○		○	○	○	○	布目瓦、詳細不明
	市場遺跡	無	散布地									○		○	○	○	○	詳細不明
	欠野下遺跡	無	散布地									○		○	○	○	○	詳細不明
	恒川古墳	有	古墳										○					消滅、周溝のみ
	最見塚古墳	無	古墳															残存、円墳(径22m)
	田中畑古墳	無	古墳															一部残存
	欠野1号古墳	無	古墳															現存、円墳(東西11.8、南北14.3m)
	欠野2号古墳	無	古墳															残存、円墳(東西21.3、南北17.7m)
市場古墳	無	古墳												○			削平、円墳、横穴	
d	座光寺石原遺跡	無	散布地											○			○	
	唐沢遺跡	無	散布地											○	○		○	
	正泉寺遺跡	有	散布地								○	○		○				
	五郎田遺跡	有	散布地									○		○	○		○	
	金井戸遺跡	無	散布地				○					○		○	○		○	
	中羽場遺跡	無	集落				○					○		○	○		○	
	中羽場古墳	無	古墳															削平
	ナギジリ1号古墳	有	古墳											○	○			削平、円墳、無袖横穴
	ナギジリ2号古墳	無	古墳															削平
	ナギジリ3号古墳	無	古墳															削平
	石塚3号古墳	無	古墳															削平、円墳
	石原古墳	無	古墳															削平、円墳
石原田古墳	無	古墳															削平	

表2 史跡恒川官衙遺跡立地面東側の段丘面に立地する遺跡

遺跡・古墳・窯跡・城跡名	調査の有無	種別	縄文						弥生			古墳			奈良 平安	鎌倉 室町 戦国	備考・特記事項	
			草創 期	早 期	前 期	中 期	後 期	晩 期	前 期	中 期	後 期	前 期	中 期	後 期				
佐野遺跡	無	散布地										○		○	○	○	○	詳細不明
上河原遺跡	無	散布地										○		○	○		○	詳細不明
下羽場遺跡	無	散布地										○		○	○		○	詳細不明
金井戸下遺跡	無	散布地																詳細不明
下河原遺跡	無	散布地																詳細不明

表3 史跡恒川官衙遺跡立地面北側の扇状地に立地する遺跡

遺跡・古墳・窯跡・城跡名	調査の有無	種別	縄文						弥生			古墳			奈良平安	鎌倉室町戦国	備考・特記事項
			草創期	早期	前期	中期	後期	晩期	前期	中期	後期	前期	中期	後期			
畦地下遺跡	有	集落												○	○	○	詳細不明
平地遺跡	無	散布地												○	○	○	詳細不明
高岡遺跡	無	散布地												○			詳細不明
新井原・石行遺跡	有	集落・墓域	○	○		○			○			○				○	有舌尖頭器、押形文土器、押出仏、蔵骨壺
古市場第2号墳	無	古墳												○			削平、円墳、横穴
畦地下古墳	無	古墳															残存、円墳(径9m)
畦地4号古墳	無	古墳												○			削平、円墳、横穴
畦地5号古墳	無	古墳															削平
畦地6号古墳	無	古墳															削平
畦地7号古墳	有	古墳															削平、周溝一部調査、翡翠製切子玉
鳥屋場3号古墳	無	古墳															削平
饅頭塚(平地1号古墳)	無	古墳												○			削平、円墳横穴、変形神獸鏡、環頭柄頭
平地2号古墳	無	古墳												○			残存、円墳(径10m)、横穴
平地3号古墳	無	古墳															削平、詳細不明
平地4号古墳	無	古墳												○			削平、横穴
平地5号古墳	無	古墳												○			削平、横穴
平地6号古墳	無	古墳												○			削平、横穴
平地7号古墳	無	古墳												○			削平、横穴
平地8号古墳	無	古墳												○			削平、横穴
平地9号古墳	無	古墳												○			削平、横穴
平地10号古墳	無	古墳												○			削平、横穴
平地11号古墳	無	古墳												○			削平、横穴
平地12号古墳	無	古墳															削平、詳細不明
平地大塚古墳	無	古墳												○			削平、横穴
高岡第1号古墳	有	古墳												○			前方後円墳、全長72.3m、周溝一部調査
高岡2号古墳	無	古墳												○			消滅
高岡3号古墳	有	古墳												○			消滅、円墳(外径24m)、周溝調査
高岡4号古墳	有	古墳												○			削平、円墳(外径26.5m)、周溝内馬墓
高岡5号古墳	無	古墳															削平、詳細不明
石行1号古墳	無	古墳												○			削平、横穴
石行2号古墳	無	古墳												○			残存、円墳、変形四獣鏡、短甲
新井原1号古墳	無	古墳												○			削平、横穴
新井原2号古墳	有	古墳												○			消滅、円墳(外径40m)、周溝内馬墓
新井原3号古墳	無	古墳															詳細不明
新井原4号古墳	有	古墳															削平
新井原5号古墳	有	古墳															削平
新井原6号古墳	無	古墳															削平、珠文鏡
新井原7号古墳	無	古墳												○			削平、乳文鏡、短甲
新井原8号古墳	無	古墳															削平、三神三獣鏡
新井原9号古墳	無	古墳												○			削平、円墳、横穴
新井原10号古墳	無	古墳												○			削平、横穴
新井原11号古墳	有	古墳															残存、円墳(径15m)
新井原12号古墳	有	古墳												○			残存、帆立貝形(全長25m)、堅穴、短甲
新井原13号古墳	有	古墳															削平
新井原14号古墳	有	古墳															削平
新井原15号古墳	有	古墳												○			消滅、円墳(推定径22m)
新井原16号古墳	有	古墳															削平、円墳(推定径22m)
新井原17号古墳	有	古墳												○			消滅、円墳(推定径38m)
新井原18号古墳	有	古墳												○			削平

表4 史跡恒川官衙遺跡立地面西側の段丘崖に立地する遺跡

遺跡・古墳・窯跡・城跡名	調査の有無	種別	縄文						弥生			古墳			奈良平安	鎌倉室町戦国	備考・特記事項
			草創期	早期	前期	中期	後期	晩期	前期	中期	後期	前期	中期	後期			
座光寺棚田遺跡	無	散布地													○	○	古瓦、詳細不明
上野瓦窯跡	無	瓦窯													○		
金井原瓦窯跡	有	瓦窯													○		窯跡、工房址
烏屋場1号古墳	無	古墳															削平、円墳、変形四獣鏡
並木古墳	無	古墳												○		削平、円墳、横穴	
石塚1号古墳	無	古墳												○		残存、円墳、無袖横穴	
石塚2号古墳	無	古墳												○		残存、円墳	

表5 史跡恒川官衙遺跡立地面西側の上位段丘面に立地する遺跡

遺跡・古墳・窯跡・城跡名	調査の有無	種別	縄文						弥生			古墳			奈良平安	鎌倉室町戦国	備考・特記事項
			草創期	早期	前期	中期	後期	晩期	前期	中期	後期	前期	中期	後期			
畦地遺跡	無	散布地					○				○				○	○	詳細不明
上野遺跡	無	散布地					○								○	○	詳細不明
古市場遺跡	有	集落			○	○					○				○	○	○
小寺子遺跡	有	散布地				○											詳細不明
座光寺城遺跡	有	集落、城跡				○					○					○	北本城城跡の一角
稲荷坂遺跡	無	集落				○	○								○	○	
座光寺中島遺跡	有	集落				○					○	○					弥生土器標識遺跡
北本城城跡	有	城跡														○	郭を区画する堀、鑄造銭の湯道
南本城城跡	無	城跡														○	県史跡
浅間遺跡・浅間砦跡	無	散布地 狼煙台															詳細不明
古市場1号古墳	無	古墳												○		削平、横穴	
畦地1号古墳	有	古墳												○		残存、横穴、長鎖式耳飾	
畦地2号古墳	無	古墳												○		削平、円墳、横穴	
畦地3号古墳	無	古墳												○		削平、円墳、横穴、変形四神四獣鏡	
壺丈藪1号古墳	無	古墳												○		残存	
壺丈藪2号古墳	無	古墳														削平	
壺丈藪3号古墳	有	古墳												○		残存、横穴、珠文鏡	
上野古墳	無	古墳														削平	
北本城古墳	有	古墳												○		前方後円墳、横穴、石室移築保存	
井下横古墳	無	古墳												○		残存、横穴	
浅間古墳	無	古墳														残存、信仰壇か	

資料3 第5次飯田市基本構想後期基本計画

めざす都市像、基本目標及び政策施策体系

◎は重点施策

めざす都市像	基本目標	政策名	施策名							
住み続けたいまち 人も自然も輝く 文化経済自立都市 飯田	さまざまな産業が いきづき 地域経済が 自立した 元気なまち	政策1 多様な産業が発展できる 経済力の強いまちづくり	◎ 1-1 支え、育む産業基盤づくり ◎ 1-2 未来を見据えた地域産業の魅力、強み、人材の強化 ◎ 1-3 新しい力による新しい産業づくり							
		地域で学び 地域で育つ 「地育力」で みんなが 輝くまち	政策2 地育力 <small>ちいくりよく</small> によるこころ豊かな人づくり	◎ 2-2 義務教育の充実 2-3 高等教育の充実 ◎ 2-4 家庭教育の充実 2-5 共に歩む社会づくりの推進 2-6 スポーツの振興 ◎ 2-7 文化芸術の振興 2-8 学習交流活動の推進 ◎ 2-9 ふるさと意識の醸成						
				ともに支え合い 安心、安全に 暮らせるまち	政策3 健やかに安心して暮らせるまちづくり	◎ 3-1 心と体の健康づくり 3-2 医療の充実 ◎ 3-3 共に支えあう地域福祉の推進 3-4 障害者福祉の推進 3-5 高齢者福祉の推進 3-6 生活困難者の自立及び支援 ◎ 3-7 子どもを産み育てやすい環境の充実				
						豊かな自然、 文化を活かし、 多様なライフスタイルが 実現できるまち	政策4 暮らしと生命を守る安全 安心で快適なまちづくり	◎ 4-1 災害対策の推進 4-2 交通安全の推進 4-3 地域安全の推進 4-4 交通機関と道路の充実 4-5 居住基盤の向上		
								政策5 人の営みと自然・環境が 調和したまちづくり	5-1 緑の保全と創出 5-3 環境汚染の防止 5-4 自然とのふれあいと環境学習の推進 5-5 日常的な環境負荷低減活動の展開 5-6 廃棄物の減量と適正処理 ◎ 5-7 社会の低炭素化の推進	
									政策6 地域の自然・歴史・文化 を活かし続けるまちづくり	6-1 地域資源の発見・資産化 ◎ 6-3 地域資産の保存・継承
										政策7 自立・連携した地域づくり
									みんなの思いで うごくまち	
						政策9 市民と共に進める行政経 営	9-1 市民参画による協働の促進 9-2 情報共有の促進 9-3 良質な行政サービスの提供 9-4 効率的、効果的な行財政運営			

注) 施策 2-1、5-2、6-2 は、後期基本計画策定に伴って他の施策に統合したため、欠番となっています。

資料4 史跡指定地の現状変更等の取扱い基準表

現状変更等の取扱いに関する共通事項		<p>○地下遺構に影響を及ぼす現状変更等は原則として認めない。 ○指定地内で現状変更等を計画する場合は、飯田市教育委員会と十分な事前協議を行う。 ○各種法令及び諸計画との調整・連携を図る。 ○現状変更等に当たっては、内容によって発掘調査又は立会調査を実施し、重要遺構が確認された場合は保存に万全を期す。</p>	
<p>A地区 (指定地) 共通</p> <p>現状変更等 取扱い基準</p>	建築物	新築 注1	建築物の新築は原則として認めない。ただし、史跡の保存・整備活用を目的とし、事前協議のうえ地下遺構の保存に影響を及ぼさないようにしたものについては認める。その実施にあたっては、建築物の構造・意匠等については、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとす。
		建替 注2 増築 注3	建築物の建替・増築は、現在の建築物が建っている宅地の範囲内で行うものとし、事前協議のうえ内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。また、建替及び増築の場合は、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとす。
		除却 注4	建築物の除却にあたっては、事前協議のうえ地下遺構への影響を最小限にするようにしたものについては認める。
	工作物 注5	新設・改修・除却	工作物の新設・改修は、事前協議のうえ規模・構造・必要性等を勘案し、事前協議のうえ内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。その実施にあたっては、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとす。 工作物を除却する場合は、事前協議のうえ内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構への影響を最小限に抑えたものについては認める。
	地形変化 土木工事	地形変化	地下遺構の保存に影響を及ぼす土地の掘削や盛土等の地形変化は原則として認めない。ただし、史跡の保存・整備活用を目的とするもので、事前協議のうえ地下遺構に影響を及ぼさないよう配慮したものについては認める。その実施にあたっては、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮する。
		道路の新設・拡幅	道路の新設・拡幅は原則として認めない。ただし、史跡の保存・整備活用を目的とする道路の新設・拡幅、住民の生命財産に関わる緊急車両進入に必要な既存市道の拡幅は、事前協議のうえ地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。その実施にあたっては、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮する。
		鉄道軌道の新設・拡幅	鉄道軌道の新設・拡幅は原則として認めない。
		埋設物の新設・改修・除去	埋設物の新設は原則として認めない。ただし、諸法令に基づき公共・公益上必要な地下埋設物及び建築物の建替及び増築に伴う上下水道管の新設及び改修は、事前協議のうえ地下遺構の保存に影響を及ぼさない位置・工法・設計であるものについては認める。また、埋設物の除去にあたっては、事前協議のうえ事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構への影響を最小限に抑えたものについては認める。
		耕作地の天地返し	耕作地の耕土の表土と深土を入れ替える天地返しは認めない。
	木竹の伐採・植栽	木竹の植栽・改植・抜根	木竹（果樹含む）の植栽・改植・抜根は、事前協議のうえ内容によって保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構の保存に影響を及ぼさないものについては認める。 史跡の整備のため木竹の抜根を要する場合は、事前協議のうえ内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構への影響を最小限に抑えたものについては認める。
		伐採	伐採は、事前協議のうえ、史跡の保存に影響を及ぼさないものについては認める。
	史跡の発掘調査及び保存整備	発掘調査	史跡の保存整備に必要な保存目的調査、現状変更等に伴う保存目的調査は認める。ただし、文化庁及び長野県教育委員会と事前協議のうえ地下遺構の保存への影響を最小限に抑えるよう配慮したものとす。
		保存整備	史跡の保存整備は発掘調査の成果に基づくものとし、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成に配慮したものとす。

注1 [新築]は現状で建築物の無い土地に新たに建築物を建築すること。

注2 [建替]は既存建築物の全部又は一部を除却し、同一場所に引き続いて建築物を建築すること。

注3 [増築]は現在建築物の建っている宅地内で、建築物の既存部分に床面積を増加させる場合や棟別又は棟続きで建築物を付加すること。

注4 [除却]は既存の建築物を取り壊し、更地とすること。

注5 [工作物]には農業用の資材置き場やビニールハウス(基礎を有するガラスハウス等を除く)、電気通信施設、道路安全施設、案内板・解説板、街灯等が含まれる。

資料5 史跡指定地以外の恒川遺跡群及び恒川遺跡群周辺地域の現状変更等の取扱い基準表

<p>B地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ B地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地である恒川遺跡群の範囲内に位置する。しかし、未発見の郡庁をはじめとする重要遺構が存在する可能性が高い地区である。 ▪ 地下遺構の保存に影響を及ぼす土木工事や諸開発行為等を計画した場合は、事前協議のうえ、長野県教育委員会に法第93条（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）、法第94条（国の機関等が行う発掘に関する特例）に基づく届出または通知を提出し、長野県教育委員会と調整したうえで確認調査を主とする保護措置を講ずるものとする。 ▪ また、確認調査により重要な遺構が発見され、当該土木工事等が地下遺構に影響を及ぼす場合は、事業による影響を避けるための計画変更等を求めるものとする。 ▪ 飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、景観の保全・育成に配慮した取扱いとする。 ▪ なお、郡衙関連遺構が既に確認されて地中に保存されている個所については、上記事項のほか、地下遺構の保存に影響を及ぼさないよう配慮したものとする。
<p>C・D地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 埋蔵文化財包蔵地の恒川遺跡群の範囲内のうち、C地区は国道153号バイパス路線内、D地区はJR飯田線軌道内が該当する。 ▪ C地区では既存路面の路床の入れ替え、D地区では軌道内での掘削を伴う施設等の設置については、事前協議のうえ必要に応じて法第94条に基づく通知、法第93条に基づく届出を提出し、長野県教育委員会からの指示事項にしたがって保護措置を講ずるものとする。
<p>恒川遺跡群周辺地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ この地域の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等により地下遺構の保存に影響を及ぼす行為を計画した場合は、B地区と同様の取扱いとする。 ▪ 県・市指定文化財については、原則として現状変更等を認めないが、文化財の保存・整備・活用及び公共・公益上必要な場合は、事前協議のうえ、長野県文化財保護条例、飯田市文化財保護条例に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

資料6 関係法令

1 文化財保護法

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

(中略)

3 この法律の規定（第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 122 条、第 131 条第 1 項第四号、第 153 条第 1 項第七号及び第八号、第 165 条並びに第 171 条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第 4 条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

第 2 款 管理

(管理方法の指示)

第 30 条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第 31 条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第 12 章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上 20 日以内に文化庁長官に届け出な

ればならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第 1 項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第 32 条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、20 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上 20 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第 3 項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、20 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第 32 条の 2 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定には、第 28 条第 2 項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第 1 項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第 12 章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第 30 条及び第 31 条第 1 項の規定を準用する。

第 32 条の 3 前条第 1 項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第 3 項及び第 28 条第 2 項の規定を準用する。

第 32 条の 4 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知つた日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(中略)

(管理又は修理の補助)

第35条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第36条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第3項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第37条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第35条第3項の規定を準用する。

(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

(中略)

(現状変更等の制限)

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に

関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(中略)

第6款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第56条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第1項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつばら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

(中略)

第6章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（中略）

（地方公共団体による発掘の施行）

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（中略）

（提出）

第101条 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第102条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとき認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第103条 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（中略）

（遺失物法の適用）

第108条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第7章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

（中略）

（中略）

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第111条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

（中略）

（管理団体による管理及び復旧）

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

（中略）

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

（中略）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(中略)

(管理団体による買取りの補助)

第129条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第130条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、

所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第131条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(中略)

第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(中略)

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第1項第一号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第1項第一号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

(中略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第35条第3項(第36条第3項(第83条、第121条第2項(第172条第5項で準用する場合を含む。))及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第37条第4項(第83条及び第122条第3項で準用する場合を含む。)、第46条の2第2項、第74条第2項、第77条第2項(第91条で準用する場合を含む。)、第83条、第87条第2項、第118条、第120条、第129条第2項、第172条第5項及び第174条第3項で準用する場合を含む。))の規定による指揮監督

二 第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響

を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

（中略）

（書類等の経由）

第188条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

第189条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

（中略）

第13章 罰則

（中略）

第196条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 第43条又は第125条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第96条第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

一 第39条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第98条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第123条第2項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第199条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第193条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰す

るほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第200条 第39条第1項（第47条第3項（第83条で準用する場合を含む。）、第123条第2項、第186条第2項又は第187条第2項で準用する場合を含む。）、第49条（第85条で準用する場合を含む。）又は第185条第2項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、30万円以下の過料に処する。

第201条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第36条第1項（第83条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第37条第1項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第121条第1項（第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第122条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

（中略）

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第45条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

（中略）

五 第54条（第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第55条、第68条（第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。）、第130条（第172条第5項で準用する場合を含む。）、第131条又は第140条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第92条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなくて、第128条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

一 第28条第5項、第29条第4項（第79条第2項で準用する場合を含む。）、第56条第2項（第86条で準用する場合を含む。）又は第59条第6項若しくは第69条（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第31条第3項（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第119条第2項（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第32条（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第120条（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第33条（第80条、第118条及び第120条（これらの規定を第133条で準用する場合を含む。）並びに第172条第5項で準用する場合を含む。）、第34条（第80条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第43条の2第1項、第61条若しくは第62条（これらの規定を第90条第3項で準用する

場合を含む。)、第64条第1項(第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。)、第65条第1項(第90条第3項で準用する場合を含む。)、第73条、第81条第1項、第84条第1項本文、第92条第1項、第96条第1項、第115条第2項(第120条、第133条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第127条第1項、第136条又は第139条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第32条の2第5項(第34条の3第2項(第83条で準用する場合を含む。)、第60条第4項及び第63条第2項(これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。))並びに第80条で準用する場合を含む。又は第115条第4項(第133条で準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 文化財保護法施行令

(昭和50年9月9日政令第267号)最終改正:平成27年12月21日政令第418号

内閣は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条の3第1項、第80条の2及び第83条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))並びに文化財保護法の一部を改正する法律(昭和50年法律第49号)附則第10項の規定に基づき、この政令を制定する。

(中略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

(中略)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからイまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域内(法第115条第1項に規定する管理団体(以下この条において単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条において「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。))において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ロに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからイまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。))に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。))で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。))であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。))の設置若しくは改修(改修あつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。))又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形

状の変更を伴わないものに限る。))

ニ 法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。))に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管又、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除去(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。))

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。))

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。))の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。))における現状変更等

二 法第130条(法第172条第5項において準用する場合を含む。))及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。))

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

7 第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(後略)

3 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の 現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)最終改正：平成17年3月28日文科科学省令第11号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第80条の規定を実施するため、同法第15条第1項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)

第125条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第184条第1項第二号及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。))第5条第4項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第2条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ほうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等を行う箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第184条第1項第二号及び令第5条第4項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第6条 令第5条第4項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
八 その他参考となるべき事項

- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。
(後略)

4 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成 12 年 4 月 28 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）第 5 条第 4 項第 1 号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(中略)

- (2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 125 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
 - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
 - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第 5 条第 4 項第 1 号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から 2 年を超える場合
 - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。)
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。
- #### 2 令第 5 条第 4 項第 1 号ロ関係
- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。)
- #### 3 令第 5 条第 4 項第 1 号ハ関係
- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文

化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第5条第4項第1号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号へ関係

- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7 令第5条第4項第1号ト関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

(中略)

Ⅲ その他

この裁定は、平成28年4月1日から適用する。

5 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号) 最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第74条第3項で準用する同法第31条第3項の規定並びに同法第75条で準用する同法第32条及び第33条の規定に基き、並びに同法第75条で準用する同法第32条第1項及び第33条並びに同法第82条の規定を実施するため、同法第15条第1項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(中略)

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第3条 法第120条で準用する法第32条第1項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(中略)

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第5条 法第120条で準用する法第32条第3項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき

の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知つた日

十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。
(土地の所在等の異動の届出)

第7条 法第115条第2項(法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、

前条第1項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち30日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

6 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号)最終改正:平成17年3月28日文化庁省令第11号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第80条の2第1項(同法第90条第2項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)

第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及

び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第2条 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
(終了の報告)

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第5条 法第167条第1項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

2 法第167条第1項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第169条第1項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

7 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号)最終改正:平成27年9月11日文化庁省令第30号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第15条第1項及び第72条第1項(同法第75条及び第95条第5項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)

第115条第1項(法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とす

るものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
- 二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つ

た都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第1項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第2条 法第115条第1項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第3条 前条第1項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮

指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第4条 法第115条第1項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とするものとする。

3 第1項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第1項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第5条 第1条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第6条 法第115条第1項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

資料7 関連申請書等

現状変更許可申請書様式・同記入例

平成 年 月 日

文化庁長官 様

住所
申請者
氏名

史跡恒川官衙遺跡の現状変更（ ）許可申請書

文化財保護法第 125 条第 1 項の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
史跡 恒川官衙遺跡
- 2 指定年月日
平成 26 年 3 月 18 日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
長野県飯田市座光寺 3446 番 3 ほか
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
氏名：
住所：
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
名 称：飯田市
所在地：長野県飯田市大久保町 2534 番地
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
なし

- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
氏名：
住所：
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
- 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期
着手：許可日から
終了：平成 年 月 日まで
- 13 現状変更等に係る地域の地番
飯田市座光寺 番
- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 15 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- (3) 現状変更等に係る地域のキャビネット写真
- (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- (5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、その所有者の承諾書
- (6) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- (7) 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外のものであるときは、管理団体の意見書
- (8) 省略

平成 2 8 年 4 月 1 日

文化庁長官 様

住所 長野県飯田市座光寺〇〇番地
申請者 氏名 飯田 太郎

提出書類は 3 部 です
提出先は「飯田市教育委員会生涯学習・スポーツ課文化財活用係」まで

史跡恒川官衙遺跡の現状変更（ 塙の改修 ）許可申請書

文化財保護法第 125 条第 1 項の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
史跡 恒川官衙遺跡
- 2 指定年月日
平成 26 年 3 月 18 日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
長野県飯田市座光寺 3446 番 3 ほか
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
氏名：飯田 太郎
住所：長野県飯田市座光寺〇〇番地
現状変更しようとする土地（2 枚目の 13 に係る地番）の所有者名等を記入して下さい。複数いる場合は、番地毎に所有者を記入して下さい。申請者と異なる場合は、土地所有者の承諾書が必要です。
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
民法に基づく所有者とは別の占有者がある場合のみ記載して下さい
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
名 称：飯田市
所在地：長野県飯田市大久保町 2534 番地
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
なし

- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
氏名：飯田 太郎
住所：長野県飯田市座光寺〇〇番地
1 枚目の申請書と同じ内容です。
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
座敷周りの本製欄の老朽化が激しく危険であり、安全上改修が必要のため。
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
既存の本製欄を撤去後、全長 10m、幅 0.7m、高さ 1.5m の本製欄を座敷周りに設置する。基礎は同位置、幅 0.3m、深さ 0.3m の規模と作り、機軸及び人力で実施する。
具体的な実施方法及び内容（法量・素材・色彩等）を記入して下さい
- 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
改修の規模は現在と同じで、基礎工事等も必要最小限に留めた施工であり、地下への影響は軽微なものに抑えている。
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期
着手：許可日から
終了：平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日まで
文化財活用係と相談の上記入して下さい
終了時期は十分余裕を持たせて下さい。
- 13 現状変更等に係る地域の地番
長野県飯田市座光寺〇〇番
今回申請する現状変更等を行いたい場所の地番を記入して下さい。
- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
名 称：株式会社 △△建設 代表取締役 高岡 次郎
所在地：飯田市座光寺〇〇番地
施工業者等の名称、又は未定の場合には、「未定」と記入して下さい。
- 15 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- (3) 現状変更等に係る地域のキャビネット写真
- (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- (5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、その所有者の承諾書
- (6) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

（様式は飯田市のウェブサイトにも掲載）

所有者変更の届出書・同記入例

文化庁長官 様 平成 年 月 日

住所 届出者 氏名 ⑧

史跡恒川官衙遺跡の所有者変更の届出書

文化財保護法第120条で準用する同法第32条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
史跡 恒川官衙遺跡
- 2 指定年月日
平成26年3月18日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
長野県飯田市座光寺3446番3ほか
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
氏名：
住所：
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
氏名：
住所：
- 6 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
地番：長野県飯田市座光寺 番
地目：
地積：
- 7 変更の年月日
平成 年 月 日
- 8 変更の事由
- 9 その他参考となるべき事項

【添付書類】
 (1) 所有権の移転を証明する書類

文化庁長官 様 平成28年4月8日
変更の日から20日以内に提出して下さい

住所 長野県飯田市座光寺〇〇番地 届出者 氏名 飯田 太郎 ⑧

史跡恒川官衙遺跡の所有者変更の届出書

文化財保護法第120条で準用する同法第32条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
史跡 恒川官衙遺跡
- 2 指定年月日
平成26年3月18日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
長野県飯田市座光寺3446番3ほか
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
氏名：長野県飯田市座光寺〇〇番地
住所：本田 喜光
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
氏名：長野県飯田市座光寺〇〇番地
住所：飯田 太郎
- 6 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
地番：長野県飯田市座光寺△△番
地目：宅地
地積：300㎡
登記簿に記載されている情報を記入して下さい。
- 7 変更の年月日
平成28年4月1日
- 8 変更の事由
相続による
- 9 その他参考となるべき事項

提出部数は3部です
提出先は「飯田市教育委員会生涯学習・スポーツ課文化財活用係」まで

【添付書類】
 (1) 所有権の移転を証明する書類

所有者の氏名又は住所変更の届出書・同記入例

文化庁長官 様 平成 年 月 日

住所 届出者 氏名 ⑧

史跡恒川官衙遺跡の所有者の氏名又は住所変更の届出書

文化財保護法第120条で準用する同法第32条第3項の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
史跡 恒川官衙遺跡
- 2 指定年月日
平成26年3月18日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
長野県飯田市座光寺3446番3ほか
- 4 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
名称：飯田市
所在地：長野県飯田市大久保町2534番地
- 5 変更前の氏名若しくは名称又は住所
氏名：
住所：
- 6 変更後の氏名若しくは名称又は住所
氏名：
住所：
- 7 変更の年月日
平成 年 月 日
- 8 その他参考となるべき事項

【添付書類】

文化庁長官 様 平成28年4月8日
変更の日から20日以内に提出して下さい

住所 長野県飯田市座光寺〇〇番地 届出者 氏名 飯田 太郎 ⑧

史跡恒川官衙遺跡の所有者の氏名又は住所変更の届出書

文化財保護法第120条で準用する同法第32条第3項の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
史跡 恒川官衙遺跡
- 2 指定年月日
平成26年3月18日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
長野県飯田市座光寺3446番3ほか
- 4 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
名称：飯田市
所在地：長野県飯田市大久保町2534番地
- 5 変更前の氏名若しくは名称又は住所
氏名：飯田 太郎
住所：長野県飯田市座光寺〇〇番地
- 6 変更後の氏名若しくは名称又は住所
氏名：飯田 太郎
住所：長野県飯田市座光寺〇〇番地
- 7 変更の年月日
平成28年4月1日
- 8 その他参考となるべき事項

提出部数は3部です
提出先は「飯田市教育委員会生涯学習・スポーツ課文化財活用係」まで

変更後の住所等で届出て下さい。

【添付書類】

(様式は飯田市のウェブサイトにも掲載)

史跡恒川官衙遺跡保存活用計画

2016年3月28日 発行

編集・発行 長野県飯田市大久保町 2534 番地

飯 田 市 教 育 委 員 会

印 刷 杉 本 印 刷 株 式 会 社
